

教 総 号 外
令和 4 年 4 月 8 日

市内各小中学校長 様

天童市教育委員会
教育長 相 澤 一 彦
(公印省略)

学校体育施設開放事業利用制限の変更について（通知）

日頃、市内の小学校及び中学校における学校体育施設の開放事業につきまして、御配慮と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、10歳未満と10代の感染状況が高止まりしている状況を考慮し、スポーツ少年団の利用を停止しておりますが、新学期を迎え、学校活動が本格化することも踏まえ、利用制限を段階的に緩和しながら、感染防止対策と学びの保障の両立を図っていく必要があります。

つきましては、下記のとおり利用制限を変更しますので、利用者の方への周知方、よろしくお願いたします。

記

1 利用制限の内容（変更後）

- (1) スポーツ少年団の利用を可能とする。ただし、県や市のスポーツ少年団本部からの活動に対する要請に基づき利用すること。
- (2) 他のチームとの合同練習や交流試合による利用を可能とする。ただし、県外チームの利用については引き続き控えること。
- (3) 可能な限りマスクを着用して活動すること（気温の上昇等により健康被害が懸念され、マスクを外す場合は、会話を控えるなどの対策を徹底）。

2 利用制限変更の時期

令和 4 年 4 月 1 1 日（月）から当面の間

3 留意事項

今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、内容を変更する場合があります。

天童市教育委員会教育総務課管理係
担当 並木
TEL 023-654-1111(内線 813)